

求人企業各位

長岡技術科学大学

平成30年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についてお願い

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、本学学生の就職に関し、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、学生の就職・採用活動については、早期化・長期化を是正すべく、これまで就職問題懇談会において、大学等関係団体の総意として経済団体等に対し要請を行い、議論を行ってきた結果、平成27年度卒業・修了予定者から就職・採用活動時期が後ろ倒し（広報活動は3月1日以降開始、採用選考活動は8月1日以降開始に変更）されました。

このスケジュールについては、平成28年度卒業・修了予定者から採用選考活動開始時期に変更（6月1日以降開始に変更）がありましたが、あくまでも就職・採用活動の早期化・長期化是正の趣旨を堅持したものであり、平成29年度卒業・修了予定者についても、同じスケジュールが適用されています。

現行のスケジュール（広報活動開始時期：3月、採用選考活動開始時期：6月）については、昨年、就職問題懇談会が大学等に対し行った調査等において、一部、留学や教育実習への影響が見られたものの、学部3年次における学修環境の改善などの成果が確認されました。この結果も踏まえ、経済界と意見交換を行ってきたところ、一般社団法人日本経済団体連合会は、平成30年度卒業・修了予定者についても現行と同じスケジュールを維持することを、4月10日に発表しました。

本学では、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を担っています。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動にあってもその秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えております。

このため、本学を始めとする大学等においては、平成29年5月11日の就職問題懇談会の申合せに基づき、平成30年度卒業・修了予定者の就職・採用選考活動について、秩序ある対応を行ってまいりますので、貴社におかれましても、今般の就職・採用活動開始時期の趣旨や人材養成の観点から学業への配慮の重要性について御理解いただき、下記の事項への積極的な御協力を賜りたく、お願いいたします。

なお、政府においても経済団体・業界団体を通じて、広く企業に対して同趣旨の要請を行っていることを申し添えます。

記

1. 就職・採用活動の円滑な実施について特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降

正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施される「企業説明会」※に本学は協力いたしません。

また、卒業・修了前年度3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。実施に当たっては、土日祝日や平日の夕方以降の実施など、可能な限り学事日程に配慮してください。

※「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

来年度は学期期間中の採用選考活動となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いいたします。

(4) 採用選考活動における評価について

少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果（成績や履修履歴等）を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用していただき、学生の学業への取組状況を含めて多面的な観点から適切に学生を評価してください。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保への配慮等について

(1) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないでください。

なお、面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内定の質問等をしないでください。

(2) 雇用の機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨や障害者雇用促進法等に則って行われるようお願いいたします。特に、総合職採用における女子学生への配慮や、障害のある学生への適切な対応、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、採用活動における適切な対応をお願いいたします。

(3) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を行うこと

② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること

③ 6月1日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること

④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること等の学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでください。

また、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報をあらかじめ明示してください。

(4) インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、あくまでも教育プログラムです。したがって、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」※を踏まえ、適切に実施をお願いいたします。

そのため、

① 広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は慎んでください。

② そもそも、インターンシップは、「就業体験を伴うこと」が必要であるが、現在、インターンシップとして行われているプログラムには、1日限りで就業体験を伴わないもの（いわゆる「ワンデーインターンシップ」など）もあることから、これがインターンシップと称して行われることがないようにしてください。

③ インターンシップの本来の趣旨を踏まえ、その教育的効果を高めるためには、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益です。可能な限り長期間のインターンシップの実施をお願いいたします。

※「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成26年4月8日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わ

る者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

(5) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などは、それが採用選考において不利とならないよう配慮してください。

(6) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示してください。

以 上

【参考】

○「就職問題懇談会」について

大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表者から構成される組織。

国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会

全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、

(独) 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

担当：長岡技術科学大学学務部学生支援課就職支援係